

## 【知財探偵の事件簿 [ファイル3] 知財高裁令和5年9月7日判決：池上製麺所事件】



知財探偵の深知花だ。今回はありふれた氏（名字）に関する商標が商標登録できるか否かが争われた事件を紹介しよう。さて、今日の事件の鍵は何か？ 発太君。

「ありふれた名字はなぜ商標登録できないのか？」、そして「池上製麺所」はありふれた名字（名称）に該当するか？」の2つが鍵ですね、先生。



中川特許事務所・弁理士  
中川浄宗

### 1. 事件のあらすじ

原告Xは、「飲食物の提供」などを指定役務などとする「池上製麺所」の文字のみからなる商標（X商標）につき商標登録出願を行いました。拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求しました。

しかしながら、特許庁は、X商標が「ありふれた氏」である「池上」の文字と「麺類を主とする飲食物の提供」を行う業界において業種名として普通に使用されている「製麺所」の文字を結合したものであり、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるため、商標法3条1項4号に該当するとして、Xによる審判の請求は成り立たない旨の審決（本件審決）を行いました。

そこで、Xが本件審決の取消しを求めて提訴したのが本件です。

### 2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、Xの請求を棄却しました。

#### ■事件の鍵1について

「ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章は、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、多くの場合、自他商品・役務識別力を欠くと考えられることから、このような標章のみからなる商標については、登録を許さないとしたものと解される。そして、ありふれた氏に業種名や会社の種別、屋号に慣用的に用いられる文字等を結合し、普通に用いられる方法で表示したものは、当該ありふれた氏を称する者等が取引をするに際して、商標として使用することを欲するものと考えられ、同様に特定人による独占的使用になじまず、かつ、その表示だけでは自他識別力を欠くものというべきであるから、特段の事情のない限り、「ありふれた名称」に当たると解するのが相当である」

#### ■事件の鍵2について

「池上」は、我が国において氏として約4万4100人に用いられている文字であり、商標法3条1項4号所定の「ありふれた氏」に当たる」

「製麺所」の名称は、もともとは、麵工場などの麺類を製造する所を指していたものであるが、製麺所において飲食物であるうどん等を提供するという業態が一般化するなどし、さらには、少なくとも本件審決時までに、全国的に、「〇〇製麺所」という名称のうどんやラーメン等の麺類を提供する飲食店が少なくない数において存在するに至っているといえることができる。このような実態に照らすと、本件審決時においては、本願商標の指定役務である「飲食物の提供」の取引者、需要者は、「製麺所」の名称について、麺類を製造する所を意味するものと認識、理解するのみならず、麺類を提供する飲食店を指す店名の一部として慣用的に用いられているものと認識、理解すると認めるのが相当である」

「X商標は……「池上」氏又は「池上」の名を有する法人等が運営する麺類を提供する飲食店というほどの意味を有する「池上製麺所」というありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であると認められるから、商標法3条1項4号に該当するというべきである」



名字に関する商標を出願するときは、多数存在するか否かを辞典などで確認した方がいいかも知れません。ありふれていないとされた名字もあるのでしょうか？

うむ。少し古い審決例だが、相模（昭41審4498）、鴻池（昭47審369）、靦黷（昭58審905）などがあるぞ。ところで発太君、「君の名（字）」は？



### 3. 解決編

#### ■事件の鍵1について

本件で問題になった商3条1項4号は「ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は商標登録を受けられないと規定しています。「氏」とは名字のこと、「名称」とは法人名や団体名などのこと。「ありふれた」とは同種のものが多いことをいいます。このようなありふれた氏などが商標登録できないのはなぜでしょうか？

そもそも商標とは自分が提供する商品・役務（サービス）を他人が提供する商品・役務と区別するための目印です。商標のこのような機能・役割を自他商品役務識別機能（識別力）と言います。

そうすると、このような識別力を欠く商標は、商標の本来的な機能を発揮できませんから、商標登録を認める必要はありません。本件でいえば、池上さんは日本に4万人以上いるとのことですから、「池上」がレストランなどにおける「飲食物の提供」に用いられても、どこの池上さんが提供しているサービスなのか分からないのです。

また、このような識別力を欠く商標は、特定の人や会社などに独占させてはいけませんから、商標登録を認められません。本件でいえば、Xに「飲食物の提供」について「池上」の商標権を認めてしまうと、特にほかの池上さんたちは自分の名字である「池上」を使って飲食店の事業を営めなくなってしまうおそれがあるためです。

#### ■事件の鍵2について

「ありふれた氏」か否かの判断は、本件のように人名辞典や電話帳などを調査して行われます。審決例によれば、各種の辞書で姓氏の一つとして記載されている「殿上」と「皆川」について、前者は人名事典によれば全国に約8千人おり（不服2007-14712）、後者は電話帳によれば東京23区内で約6百名掲載されていて、人名事典によれば全国に約3万5千人いるとして（不服2006-28715）、いずれも「ありふれた氏」に該当すると判断されています。このような従前の審決例と比較すると、「池上」も「ありふれた氏」に該当すると言えるでしょう。

そして、このようなありふれた氏に「製作所」などの商号や屋号によく用いられる文字を結合したものは「ありふれた名称」に該当します。審決例では「株式会社坂下製作所」を挙げることができ（昭33抗2831）。

本件で問題になった「製麺所」は、本来うどんなどの麺類を製造する場所を意味する言葉です。しかし、特に香川県では、製麺所でうどんが料理として提供されており、そこでは〇〇製麺所といった店名が用いられています。また、麺類を提供する飲食店において〇〇製麺所といった店名が用いられていることが日本全国で見受けられます。よって、「製麺所」は特に麺類を提供する飲食店の店名に慣用されている文字であると言えます。

以上のことから、「池上製麺所」はありふれた名称であると判断されたのです。このような商標は、どこの池上さんが提供している麺類なのか分かりませんし、特定の人に独占させるのも適切でないからです。